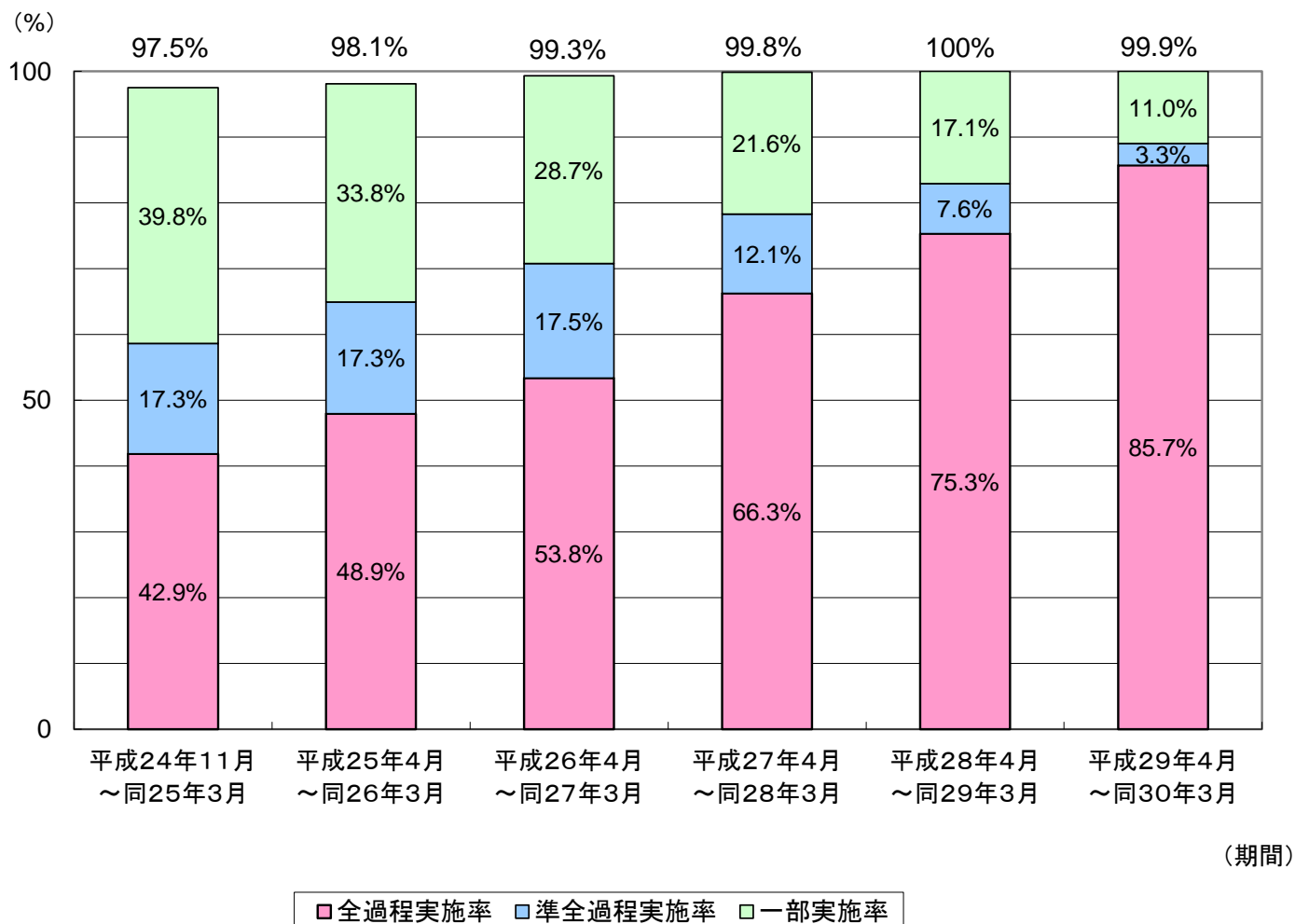


○ 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者

・録音・録画の実施率



・録音・録画の実施件数・実施率

実施期間	総数	実施件数	不実施件数	実施件数の内訳		
				全過程	準全過程	一部
平成24年11月～同25年3月	803	783 (97.5%)	20 (2.5%)	336 (42.9%)	135 (17.3%)	312 (39.8%)
平成25年4月～同26年3月	2,812	2,759 (98.1%)	53 (1.9%)	1,349 (48.9%)	477 (17.3%)	933 (33.8%)
平成26年4月～同27年3月	2,980	2,959 (99.3%)	21 (0.7%)	1,591 (53.8%)	518 (17.5%)	850 (28.7%)
平成27年4月～同28年3月	2,571	2,567 (99.8%)	4 (0.2%)	1,703 (66.3%)	310 (12.1%)	554 (21.6%)
平成28年4月～同29年3月	2,334	2,334 (100.0%)	0 (0.0%)	1,758 (75.3%)	178 (7.6%)	398 (17.1%)
平成29年4月～同30年3月	1,777	1,776 (99.9%)	1 (0.1%)	1,522 (85.7%)	59 (3.3%)	195 (11.0%)
合計	13,277	13,178 (99.3%)	99 (0.7%)	8,259 (62.7%)	1,677 (12.7%)	3,242 (24.6%)

(注1)「準全過程実施」とは、事件の送致を受けた段階では、被疑者に精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われることが判明した後の全ての取調べについて録音・録画を実施した事件。

(注2)「実施件数」及び「不実施件数」の()内は、実施・不実施率(総数に占める実施・不実施件数の割合)。

(注3)「全過程実施件数」、「準全過程実施件数」及び「一部実施件数」の()内は、各実施率(実施件数に占める割合)。